

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	五條市
4. 届出番号	23
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.gojo.lg.jp/www/genre/0000000000000/1418012438490/index.html

執行機関名 五條市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	五條市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成27年12月五條市条例第40号)による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月条例第39号)別表第1第5の項 五條市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成27年12月五條市条例第40号)による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	五條市重度心身障害老人等医療費助成条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>重度心身障害老人及び高齢者に係るひとり親家庭の親子等に対し医療費の一部を助成し、もって重度心身障害老人等の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。</u>

⑦独自利用事務の関連規範		五條市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成27年条例第40号) 五條市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則(平成27年規則第36号) 五條市中心身障害者医療費助成条例(昭和48年条例第29号)
--------------	--	---

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 6 号	五條市重度心身障害老人等医療費助成条例 第2条 五條市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則(平成27年規則第36号)第3条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	医療費の助成を受けることができる者の助成要件についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 6 号 イ	五條市重度心身障害老人等医療費助成条例 第2条 五條市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則 第2条、第3条 五條市中心身障害者医療費助成条例(昭和48年条例第29号) 第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 6 号	五條市重度心身障害老人等医療費助成条例 第2条 五條市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第3条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	医療費の助成を受けることができる者の助成要件についての審査に関する事務(更新申請)

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 6 号 イ	五條市重度心身障害老人等医療費助成条例 第2条 五條市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則 第2条、第3条、第5条 五條市中心身障害者医療費助成条例 第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 6 号	五條市中心身障害者医療費助成条例 第2条 五條市中心身障害者医療費助成条例施行規則 第3条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条 第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	医療費の助成を受けることができる者の助成要件についての審査に関する事務(所得状況変更届)
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 6 号 イ	五條市重度心身障害老人等医療費助成条例 第2条 五條市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則 第2条、第3条、第8条 五條市中心身障害者医療費助成条例 第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

備考	
----	--